

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。  
(交付金の額)

第三条 交付金の額は、医療機関が行なう次の各号に掲げる子宮ガン集団検診(以下「検診」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

◆規則 子宮ガン集団検診事業交付金交付規則

子宮ガン集団検診の診断料の額及び減免に関する規則

◆告示 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正

## 規則

鳥取県知事 石破二朗

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

### 鳥取県規則第二十九号

子宮ガン集団検診事業交付金交付規則

(この規則の趣旨)

第一条 子宮ガン集団検診事業交付金(以下「交付金」という。)の交付

に關しては、この規則の定めるところによる。

(交付金の交付)

第二条 県は、県が樹立する子宮ガン集団検診事業の基本方針に基づいて、

子宮ガン集団検診を実施する医療機関(以下「医療機関」という。)に

一 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者(地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第二百九十二条第一項第七号に該当する配偶者をいう。)若しくは扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。)に係る検診 一人につき 二百円  
二 前号に掲げる者以外の者に係る検診 一人につき 五百円  
三 第二号に規定する者であつても経済的に特段の事情があると認められる者に係る検診 一人につき 五百円  
四 子宮ガン制圧の施策推進のため特に必要があると認められる場合における受診者に係る検診 一人につき 五百円  
(交付金の交付の請求)

第四条 交付金の交付の請求をしようとする医療機関は、毎月十日までに、別記様式による子宮ガン集団検診事業交付金交付請求書(以下「請求書」という。)に前月に行なつた検診に係る検診票を添えて知事に提出しなければならない。

(審査)

第五条 知事は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付金を交付するものとする。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

## 別記様式

## 子宮ガン集団検診事業交付金交付請求書

年、月、日

鳥取県知事

殿

医療機関の所在地及び名称

開設者の氏名

㊞

下記のとおり子宮ガン集団検診事業を実施したので、子宮ガン集団検診事業交付金交付規則（昭和43年4月鳥取県規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定により交付金の交付を請求します。

記

## 1 交付請求額

検診を受けた者の区分	人 数	単 價	金 額
規則第3条第1号に該当する者	人	円	円
規則第3条第2号に該当する者			
規則第3条第3号に該当する者			
規則第3条第4号に該当する者			
合 計			

## 2 添付書類

検診を受けた者の検診票の区分	枚 数
規則第3条第1号に該当する者の検診票	枚
規則第3条第2号に該当する者の検診票	
規則第3条第3号に該当する者の検診票	
規則第3条第4号に該当する者の検診票	
合 計	

子宮ガン集団検診の診断料の額及び減免に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十号

#### 子宮ガン集団検診の診断料の額及び減免に関する規則

##### (診断料の額)

第一条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取

県条例第十二号。以下「条例」という。）別表第一の一に規定する規則で定める子宮ガン集団検診の診断料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者（地方税法（

昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に該

当する配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同法同条同項第八号に該

当する扶養親族をいう。）三百円

二 前号に掲げる者以外の者 零円

##### (診断料の减免)

第二条 条例第五条の規定により子宮ガン集団検診の診断料を减免することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者若しくは扶養親族であつても経済的に特段の事情があると認められるとき。

二 子宮ガン制圧の施策推進のために特に必要があると認められるとき。

##### (施行期日)

##### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(子宮ガン集団検診の診断料の額を定める規則の廃止)

2 子宮ガン集団検診の診断料の額を定める規則（昭和四十二年四月鳥取県規則第十六号）は、廃止する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第二百三十号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十三年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一の5の胃ガン集団検診の項を次のように改める。

胃ガン集（造影材を使用（1）市町村民税を納

##### 團検診

して七センチメ

付することを要す

ートル×七セン

ル者又はその配偶

チメートルのフ

者（地方税法（昭

和二十五年法律第

化管の撮影及び

二百二十六号）第

イルムによる消

二百九十二条第一

項第七号に該当す

る配偶者をいう。

以下同じ。）若し

くは扶養親族(同  
法同條同項第八号

に該当する扶養親  
族をいう。以下同

じ。)

(回) (イ)に掲げる者以

六百円 一件につき

外の者

零円 "

二の三の(回)の次に(イ)として次のように加える。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、胃ガン集団検診料は無料とする。

(1) 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者若しくは

扶養親族であつても経済的に特段の事情があると認められるとき。

(2) 胃ガン制圧の施策推進のため特に必要があると認められるとき。